

公募要件について

1 件名

令和 8 年度（2026 年度）3 歳児視聴覚精密健康診査業務

2 事業者の資格要件

次の(1)～(9)に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 視覚及び聴覚の精密検査が必要と認められた幼児に精密検査を行うため、眼科若しくは耳鼻科を有し、適切な診断ができる医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件業務に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
- (9) 熊本市に事業実施医療機関の住所を有すること。